

徳島県復興指針推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、「徳島県復興指針（以下「指針」という。）」に基づく事前復興の取組みを推進するため、「徳島県復興指針推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について専門的見地から検討し、県に対し意見を表明し又は助言する。

- (1) 事前復興の推進に関すること。
- (2) 指針に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員会は、学識経験者、関係団体の職員等から、知事が委嘱する15名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、危機管理政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。